

料金種別 一般料金

料金適用月 2019年11月 検針分

ガス料金の計算方法について

1. 早収料金表（消費税等相当額を含みます。）

毎月のご使用量によりA、B、Cの何れかの料金表が適用され、該当する基本料金と従量料金（ご使用量×従量料金単価）を合計した金額となります。
 ※従量料金単価については、原料費調整制度により毎月、見直しいたします。
 ※早収期間を過ぎてお支払いの場合は、遅収料金（消費税等相当額を含みます。）となります。
 その金額は早収料金に3%を加えた額となり、早収料金と遅収料金の差額は翌月以降の料金に加算してご請求させていただきます。（早収期間とは、検針日の翌日から起算して20日以内です。）

料金表種別	適用区分 (1か月のご使用量)	基本料金 (1か月につき)	従量料金単価 (1㎡あたり)
A	0.0 ^m から 8.0 ^m まで	815.10円	371.93円
B	8.0 ^m をこえ 30.0 ^m まで	1,422.30円	296.03円
C	30.0 ^m をこえるもの	3,666.63円	221.22円

2. ガス料金の具体的な計算例（1か月のご使用量が 10.6^mの場合）

適用料金表	料金表B
早収料金	$\begin{aligned} & (\text{基本料金}) + (\text{ご使用量} \times \text{従量料金単価}) \\ & 1,422.30\text{円} + (10.6\text{m}^3 \times 296.03\text{円}) \\ & = 4,560\text{円} (\text{円未満切捨て}) \end{aligned}$

3. ガス料金「口座振替」のご利用のお願い

ガス料金を銀行などの預金口座から自動的にお支払いいただくのが「口座振替」です。
 口座振替のお申込みは、本社・エネトピアプラザ及び、各営業所または、下記金融機関の窓口へお届け印をお持ちになってお申込みください。

取扱金融機関（順不同）

鳥取銀行、山陰合同銀行、みずほ銀行、三井住友信託銀行、鳥取信用金庫、倉吉信用金庫、鳥根銀行、商工中金、中国労働金庫、ゆうちょ銀行、鳥取県信連、JA鳥取いなば

お問合せ



0570-04-8811

平日・休日問わず
9:00~19:00

鳥取ガス株式会社

680-0932 鳥取市五反田町6番地